

議案第18号

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正  
する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年2月22日提出

佐倉市長 西田 三十五

佐倉市条例第 号

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年  
佐倉市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第1産業医の項中「40,000円」を「60,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。